

町 第 9 6 号
令和 4 年 5 月 2 日

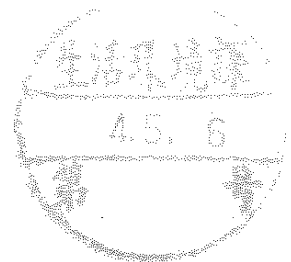
静岡県知事 川 勝 平 太 様

河津町長 岸 重 宏



「一般国道 414 号伊豆縦貫自動車道（伊豆市～河津町）
事業環境影響評価準備書」に関する意見について

令和 4 年 4 月 13 日付け環生第 14 号による照会について、別紙のとおり回答
します。



(別紙)

伊豆縦貫自動車道は、観光客のアクセスや、人口移動、流通、渋滞緩和等、伊豆地域全体の活性化が見込まれる。また、救急車両や地震や台風などの災害時における緊急輸送路としても期待されている。

一方、対象地域は河津町特産品であるワサビの栽培や自生している植物とそこに生息している動物がいるほか、人の手が入っていない自然環境が多く残っている。

そこで下記項目のとおり、動植物への影響並びに湧水及び河川等への影響を配慮していただくとともに、騒音、振動、大気環境及び日照を含め住民や農作物に影響する環境保全にも配慮していただき、状況に応じた住民への周知や説明に努め、理解を求めている。

記

1. 騒音、振動、大気環境について

- ①建設機械の稼働及び工事資材の運搬車両による騒音、振動に対して環境保全対策を図ること。
- ②工事や運搬車両による粉じんに対し、大気環境保全を図ること。

2. 水量や水質環境について

- ①工事で発生する濁水や水量は、周りの環境に影響しないよう配慮すること。
- ②濁水や水質、水量変化により、水道水の水源に影響がないよう配慮すること。影響がある場合は補償も考慮すること。
- ③水道施設等に影響するため、事前に調査、打合せをし補償を含め断水等への影響の低減を図ること。
- ④対象地域は「世界農業遺産」ワサビの栽培地であるため、水量や水質の変化による影響が出ないように配慮し、排出基準の適用でなく、現状の水質や水量が保てるよう、必要に応じた調査を実施すること。影響がある場合は補償も考慮すること。
- ⑤河川や沢の水量への影響は 16%減少と大きな数値が予測されているが、表流水のほか湧水への影響調査を実施し、対象地域の環境保全に支障がないか確認すること。
- ⑥湧水を生活水として使っている町民もいる。農業、林業以外にも人体に影響が出ないように配慮すること。

3. 動・植物の生態系について

動物や植物に対する生態系への影響が出ないよう配慮すること。

4. 日照について

- ①道路や橋梁で日陰となる付近への日照時間に配慮すること。
- ②橋梁付近に民家及び農作物への影響が懸念される箇所については、建設資材を変えるなど影響がないよう配慮すること。

5. 景観について

天城山系の遊歩道は、ハイキングコースとなっている箇所があるため、眺望、景観への影響が低減されるよう配慮すること。